

●香川県告示第281号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成20年6月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

- 1 指 定 番 号 中土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 平成20年6月2日
- 3 指定道路の位置 丸亀市山北町字道上513番1, 513番2及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル、4.12メートル  
延長 49.37メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。